

## 令和7年第3回国立大学法人旭川医科大学役員会 議事要旨

1. 日 時 : 令和7年3月19日(水) 16時42分～18時22分
2. 場 所 : 学長室
3. 出席者 : 西川 祐司学長, 古川 博之理事, 奥村 利勝理事, 辻 泰弘理事, 佐古 和廣理事
4. 欠席者 : なし
5. 陪席者 : 吉崎 敏樹監事, 村木 一行監事, 川辺 淳一副学長, 牧野 雄一副学長,  
吉原事務局長, 成田事務局次長(総務・教務担当), 郡事務局次長(病院担当),  
松井特任監査室長, 長谷川総務課長, 佐藤人事課長, 石川会計課長, 金森研究支援課長,  
尾崎施設課長

議事に先立ち、西川学長から、令和7年第2回役員会(令和7年2月5日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

### 議題

#### 1. 寄附講座の新規設置について

本件について、西川学長から発議の後、金森研究支援課長から資料1に基づき説明があり、審議の結果、「地域眼科医療支援技術開発講座」の新規設置について了承された。

#### 2. 令和7年度旭川医科大学当初予算(案)について

本件について、西川学長から発議の後、古川財務担当理事から資料3に基づき説明があり、審議の結果、下記のことを確認したうえで、了承された。

- ・人件費については、現在の組織・定員の見直しについて、各部署へのヒアリングを行い、12月までに結論を得ること。
- ・支出増は今後も続くと思われるので、運営費交付金の獲得、また、共同研究・科研費の獲得等で、間接経費を取りに行く努力が必要である。
- ・病院は、医師の働き方改革があつて、人を減らすのは限度がある。稼働率を上げるだけでなく、収益を上げる方法もあるので、タスクフォースを設置し実行していくこと。
- ・厚生労働省の病床数適正化支援事業への申請を検討
- ・基本となる教育と研究は維持しつつ、職員のモチベーションを下げないように経費削減に取り組むこと。

#### 3. 職員給与規程等の一部改正について

本件について、西川学長から発議の後、佐藤人事課長から資料4-1～8に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

#### 4. 教員のクロスアポイントメント制度の適用について

本件について、西川学長から発議の後、佐藤人事課長から、資料5のとおり内科学講座(消化器内科学分野)水上教授からクロスアポイントメント制度の延長申請があつたと説明があり、審議の結果、これが了承された。

## 5. 育児・介護休業法の改正に伴う関連規程の一部改正について

本件について、西川学長から発議があり、次いで、佐藤人事課長から資料6に基づき、育児・介護休業法の改正に伴う関連規程の説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

## 6. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

本件について、西川学長から発議があり、次いで、佐藤人事課長から資料7に基づき、令和7年4月1日からの行動計画について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

## 7. 「不正行為防止実施計画」令和6年度版の総括及び令和7年度版の策定について

本件について、西川学長から発議の後、川辺副学長から資料8-1・2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

## 8. 旭川医科大学広報活動の基本方針（案）等について

本件について西川学長から発議の後、長谷川総務課長から資料10-1～3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

## 9. 旭川医科大学学則の一部改正について

本件について、西川学長から発議があり、審議の結果、原案のとおり了承された。  
(資料等の説明については、同日開催の教育研究評議会と同様のため、省略された。)

## 10. 国立大学法人旭川医科大学における学内規則等の区分及び制定手続等に関する規程の制定について

本件について、西川学長から発議があり、長谷川総務課長から資料12-1・2に基づき規程案について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

## 11. 研究技術支援センターの改組について

本件について西川学長から発議があり、審議の結果、原案のとおり了承された。  
(資料等の説明については、同日開催の教育研究評議会と同様のため、省略された。)

## 12. 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部改正について

本件について、西川学長から発議があり、長谷川総務課長から資料14-1・2に基づき以下の事項に対応するため、規則の改正を行うものであると説明があった。

- (1) 大学設置基準の改正に伴う見直し
- (2) 学内規則等の区分及び制定手続等の見直し
- (3) 研究技術支援センターの改組による研究技術支援体制の見直し

次いで、審議の結果、原案のとおり了承された。

(大学設置基準の改正に伴う資料の説明は、同日開催の教育研究評議会と同様のため省略された。)

## 報告事項

### 1. 控訴審判決への対応について

西川学長から、資料15のとおり、本学が控訴していた損害賠償請求事件については、本年2月7日に札幌高等裁判所は、本件控訴を棄却したこと。その後、判決文の内容を確認した結果、科学的・医学的な根拠に基づく本学の主張が受け入れられないことについては、法律違反及び判例違反があるとして、上告状兼上告受理申立書を提出したと報告があった。

### 2. 医療安全管理部について

同日開催の教育研究評議会で報告されたとおりであるため、省略された。

### 3. 会計監査人候補者の選定について

松井特任監査室長から、資料16に基づき説明があった。

### 4. 職員宿舍売却について

尾崎施設課長から、資料17に基づき説明があった。

## その他

### 1. 次回役員会開催予定

令和7年4月9日（水）教育研究評議会終了後に、次回の役員会を開催すること。